

令和8年度

市内企業住宅手当等支援補助金

糸魚川市内企業のみなさまへ

住宅手当の
新設は今は
チャンス！



その住宅手当、 市が応援します。

“給料”+“住まいの安心”で、選ばれる企業に。

補助対象企業



- ① 市内に本社、支店、事業所、事務所または営業所を有し、営利活動を行う企業
- ② 補助対象従業員に対し、家賃の負担軽減措置を行っていること

※「負担軽減措置」とは、住宅手当の支給又は住宅の家賃に対する助成を言います。

※企業が管理する社宅や寮、企業が契約する賃貸住宅も、上記要件を満たせば対象となります。

補助金額

補助対象従業員
1人につき

5 万円

※手当支給6か月未満の場合は2.5万円

最大 **25** 万円

※1社5人を限度

補助対象従業員



- ① 申請年度の前年度の3月1日以後に雇用された常用雇用者（直接労働契約、社会保険被保険者で無期雇用）
- ② 雇用日の前後90日または年度末のいずれか早い日に転入していること
- ③ 市内の賃貸住宅に居住していること
- ④ 経営を担う役職に就いていないこと
- ⑤ 年度末に1月以上雇用継続しており、住民登録があること

申請期間



令和8年10月1日～
令和9年2月28日

《申請書類は、市のウェブサイトから》

まずはお気軽にご相談ください ▶

糸魚川市産業労働課

☎ 552-1511

✉ sangyo@city.itoigawa.lg.jp

